

府子本第609号
令和2年5月20日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成28年7月20日付けで「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（府子本第474号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表(案)

改正後					現行						
別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)					別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)						
別紙					別紙						
1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	1 運営費		(略)	国 1/3	利用者支援事業	利用者支援事業	1 運営費		(略)	国 1/3
		(1) 基本型			〔都道府県 1/3〕			(1) 基本型			〔都道府県 1/3〕
		ア 基本分	1か所当たり年額	7,505,000円				ア 基本分	1か所当たり年額	7,389,000円	
		イ 加算分			〔市町村 1/3〕			イ 加算分			〔市町村 1/3〕
		① 夜間加算	1か所当たり年額	1,365,000円				① 夜間加算	1か所当たり年額	1,324,000円	
		② 休日加算	1か所当たり年額	735,000円			② 休日加算	1か所当たり年額	713,000円		
		③ 出張相談支援加算	1か所当たり年額	1,072,000円			③ 出張相談支援加算	1か所当たり年額	1,055,000円		
		④ 機能強化のための取組加算	1か所当たり年額	1,820,000円			④ 機能強化のための取組加算	1か所当たり年額	1,765,000円		
		⑤ 多言語対応加算	1か所当たり年額	805,000円			⑤ 多言語対応加算	1か所当たり年額	800,000円		
		⑥ 特別支援対応加算	1か所当たり年額	728,000円			⑥ 特別支援対応加算 (新規)	1か所当たり年額	800,000円		
		(2) 特定型						(2) 特定型			
		ア 基本分	1か所当たり年額	3,006,000円				ア 基本分	1か所当たり年額	2,926,000円	
		イ 加算分						イ 加算分			
		① 夜間加算	1か所当たり年額	1,365,000円				① 夜間加算	1か所当たり年額	1,324,000円	
		② 休日加算	1か所当たり年額	735,000円				② 休日加算	1か所当たり年額	713,000円	
		③ 出張相談支援加算	1か所当たり年額	1,072,000円				③ 出張相談支援加算	1か所当たり年額	1,055,000円	
		④ 機能強化のための取組加算	1か所当たり年額	1,820,000円				④ 機能強化のための取組加算	1か所当たり年額	1,765,000円	
		⑤ 多言語対応加算	1か所当たり年額	805,000円				⑤ 多言語対応加算	1か所当たり年額	800,000円	
		⑥ 特別支援対応加算	1か所当たり年額	728,000円				⑥ 特別支援対応加算 (新規)	1か所当たり年額	800,000円	
		(3) 母子保健型						(3) 母子保健型			
		ア 基本分						ア 基本分			
		① 保健師等専門職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,274,000円				① 保健師等専門職員を専任により配置する場合	1か所当たり	8,810,000円	
		② 保健師等専門職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497,000円				② 保健師等専門職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	4,115,000円	
		※ (略)						※ (略)			
		※ (略)						※ (略)			
		イ 加算分						イ 加算分			
		① 多言語対応加算	1か所当たり年額	805,000円				① 多言語対応加算	1か所当たり年額	800,000円	
		② 特別支援対応加算	1か所当たり年額	728,000円				② 特別支援対応加算 (新規)	1か所当たり年額	800,000円	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																																																																							
		2 開設準備経費(改修費等) (1) (略) (2) (略) ※(1)(2)とも令和2年度に支払われたものに限る。																																																																																									
延長保育事業	延長保育事業	1 一般型 (1) 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上) <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>18,700円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>37,400円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>56,100円</td></tr> </table> イ 小規模保育事業 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th>A型・B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td>1時間</td><td>12,000円</td><td>15,200円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>24,000円</td><td>30,400円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>36,000円</td><td>45,600円</td></tr> </table> ウ 事業所内保育事業(定員19人以下) <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>11,100円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>22,200円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>33,300円</td></tr> </table> エ 家庭的保育事業 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>76,100円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>152,200円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>228,300円</td></tr> </table> (2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>30分</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>1,544,000円</td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td>2,460,000円</td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td>5,176,000円</td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td>6,077,000円</td></tr> </table> イ 小規模保育事業 <table border="1"> <tr><th></th><th>延長時間区分</th><th>A型</th><th>B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td rowspan="5">目園調理等</td><td>30分</td><td>300,000円</td><td>300,000円</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>1,228,000円</td><td>1,228,000円</td><td>1,228,000円</td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td>1,529,000円</td><td>1,529,000円</td><td>1,529,000円</td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td>3,982,000円</td><td>3,982,000円</td><td>3,876,000円</td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td>4,621,000円</td><td>4,621,000円</td><td>4,515,000円</td></tr> <tr><td rowspan="3">その</td><td>30分</td><td>300,000円</td><td>300,000円</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>1,181,000円</td><td>1,181,000円</td><td>1,181,000円</td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td>1,379,000円</td><td>1,379,000円</td><td>1,379,000円</td></tr> </table>	延長時間区分		1時間	18,700円	2時間	37,400円	3時間	56,100円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	12,000円	15,200円	2時間	24,000円	30,400円	3時間	36,000円	45,600円	延長時間区分		1時間	11,100円	2時間	22,200円	3時間	33,300円	延長時間区分		1時間	76,100円	2時間	152,200円	3時間	228,300円	延長時間区分		30分	300,000円	1時間	1,544,000円	2～3時間	2,460,000円	4～5時間	5,176,000円	6時間以上	6,077,000円		延長時間区分	A型	B型	C型	目園調理等	30分	300,000円	300,000円	300,000円	1時間	1,228,000円	1,228,000円	1,228,000円	2～3時間	1,529,000円	1,529,000円	1,529,000円	4～5時間	3,982,000円	3,982,000円	3,876,000円	6時間以上	4,621,000円	4,621,000円	4,515,000円	その	30分	300,000円	300,000円	300,000円	1時間	1,181,000円	1,181,000円	1,181,000円	2～3時間	1,379,000円	1,379,000円	1,379,000円	(略)	
延長時間区分																																																																																											
1時間	18,700円																																																																																										
2時間	37,400円																																																																																										
3時間	56,100円																																																																																										
延長時間区分	A型・B型	C型																																																																																									
1時間	12,000円	15,200円																																																																																									
2時間	24,000円	30,400円																																																																																									
3時間	36,000円	45,600円																																																																																									
延長時間区分																																																																																											
1時間	11,100円																																																																																										
2時間	22,200円																																																																																										
3時間	33,300円																																																																																										
延長時間区分																																																																																											
1時間	76,100円																																																																																										
2時間	152,200円																																																																																										
3時間	228,300円																																																																																										
延長時間区分																																																																																											
30分	300,000円																																																																																										
1時間	1,544,000円																																																																																										
2～3時間	2,460,000円																																																																																										
4～5時間	5,176,000円																																																																																										
6時間以上	6,077,000円																																																																																										
	延長時間区分	A型	B型	C型																																																																																							
目園調理等	30分	300,000円	300,000円	300,000円																																																																																							
	1時間	1,228,000円	1,228,000円	1,228,000円																																																																																							
	2～3時間	1,529,000円	1,529,000円	1,529,000円																																																																																							
	4～5時間	3,982,000円	3,982,000円	3,876,000円																																																																																							
	6時間以上	4,621,000円	4,621,000円	4,515,000円																																																																																							
その	30分	300,000円	300,000円	300,000円																																																																																							
	1時間	1,181,000円	1,181,000円	1,181,000円																																																																																							
	2～3時間	1,379,000円	1,379,000円	1,379,000円																																																																																							

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																																																																							
		2 開設準備経費(改修費等) (1) (略) (2) (略) ※(1)(2)とも平成31年度に支払われたものに限る。																																																																																									
延長保育事業	延長保育事業	1 一般型 (1) 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上) <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>18,700円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>37,400円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>56,100円</td></tr> </table> イ 小規模保育事業 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th>A型・B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td>1時間</td><td>11,700円</td><td>14,800円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>23,400円</td><td>29,600円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>35,100円</td><td>44,400円</td></tr> </table> ウ 事業所内保育事業(定員19人以下) <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>10,700円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>21,400円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>32,100円</td></tr> </table> エ 家庭的保育事業 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td>73,800円</td></tr> <tr><td>2時間</td><td>147,600円</td></tr> <tr><td>3時間</td><td>221,400円</td></tr> </table> (2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>30分</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>1,505,000円</td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td>2,409,000円</td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td>5,122,000円</td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td>6,000,000円</td></tr> </table> イ 小規模保育事業 <table border="1"> <tr><th></th><th>延長時間区分</th><th>A型</th><th>B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td rowspan="5">目園調理等</td><td>30分</td><td>300,000円</td><td>300,000円</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>1,192,000円</td><td>1,192,000円</td><td>1,192,000円</td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td>1,488,000円</td><td>1,488,000円</td><td>1,488,000円</td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td>3,947,000円</td><td>3,947,000円</td><td>3,841,000円</td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td>4,570,000円</td><td>4,570,000円</td><td>4,464,000円</td></tr> <tr><td rowspan="3">その</td><td>30分</td><td>300,000円</td><td>300,000円</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>1時間</td><td>1,146,000円</td><td>1,146,000円</td><td>1,146,000円</td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td>1,337,000円</td><td>1,337,000円</td><td>1,337,000円</td></tr> </table>	延長時間区分		1時間	18,700円	2時間	37,400円	3時間	56,100円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	11,700円	14,800円	2時間	23,400円	29,600円	3時間	35,100円	44,400円	延長時間区分		1時間	10,700円	2時間	21,400円	3時間	32,100円	延長時間区分		1時間	73,800円	2時間	147,600円	3時間	221,400円	延長時間区分		30分	300,000円	1時間	1,505,000円	2～3時間	2,409,000円	4～5時間	5,122,000円	6時間以上	6,000,000円		延長時間区分	A型	B型	C型	目園調理等	30分	300,000円	300,000円	300,000円	1時間	1,192,000円	1,192,000円	1,192,000円	2～3時間	1,488,000円	1,488,000円	1,488,000円	4～5時間	3,947,000円	3,947,000円	3,841,000円	6時間以上	4,570,000円	4,570,000円	4,464,000円	その	30分	300,000円	300,000円	300,000円	1時間	1,146,000円	1,146,000円	1,146,000円	2～3時間	1,337,000円	1,337,000円	1,337,000円	(略)	
延長時間区分																																																																																											
1時間	18,700円																																																																																										
2時間	37,400円																																																																																										
3時間	56,100円																																																																																										
延長時間区分	A型・B型	C型																																																																																									
1時間	11,700円	14,800円																																																																																									
2時間	23,400円	29,600円																																																																																									
3時間	35,100円	44,400円																																																																																									
延長時間区分																																																																																											
1時間	10,700円																																																																																										
2時間	21,400円																																																																																										
3時間	32,100円																																																																																										
延長時間区分																																																																																											
1時間	73,800円																																																																																										
2時間	147,600円																																																																																										
3時間	221,400円																																																																																										
延長時間区分																																																																																											
30分	300,000円																																																																																										
1時間	1,505,000円																																																																																										
2～3時間	2,409,000円																																																																																										
4～5時間	5,122,000円																																																																																										
6時間以上	6,000,000円																																																																																										
	延長時間区分	A型	B型	C型																																																																																							
目園調理等	30分	300,000円	300,000円	300,000円																																																																																							
	1時間	1,192,000円	1,192,000円	1,192,000円																																																																																							
	2～3時間	1,488,000円	1,488,000円	1,488,000円																																																																																							
	4～5時間	3,947,000円	3,947,000円	3,841,000円																																																																																							
	6時間以上	4,570,000円	4,570,000円	4,464,000円																																																																																							
その	30分	300,000円	300,000円	300,000円																																																																																							
	1時間	1,146,000円	1,146,000円	1,146,000円																																																																																							
	2～3時間	1,337,000円	1,337,000円	1,337,000円																																																																																							

1事業	2区分	3基準額				4対象 経費	5負担 割合
		他	4～5時間	3,241,000円	3,241,000円	3,135,000円	
			6時間以上	3,617,000円	3,617,000円	3,511,000円	
		※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用(ウ及びエにおいて同じ)					
		ウ 事業所内保育事業					
			延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下		
					A型	B型	
		自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円	
			1時間	1,421,000円	1,129,000円	1,129,000円	
			2～3時間	2,264,000円	1,407,000円	1,407,000円	
			4～5時間	4,761,000円	3,663,000円	3,663,000円	
			6時間以上	5,591,000円	4,251,000円	4,251,000円	
		その他	30分	276,000円	276,000円	276,000円	
			1時間	1,208,000円	1,087,000円	1,087,000円	
			2～3時間	1,570,000円	1,268,000円	1,268,000円	
			4～5時間	3,525,000円	2,981,000円	2,981,000円	
			6時間以上	4,113,000円	3,328,000円	3,328,000円	
		エ 家庭的保育事業					
			延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下		
		自園調理等	30分	200,000円	150,000円		
			1時間	540,000円	278,000円		
			2～3時間	969,000円	510,000円		
			4～5時間	2,456,000円	1,677,000円		
			6時間以上	3,919,000円	2,821,000円		
		その他	30分	200,000円	150,000円		
			1時間	525,000円	263,000円		
			2～3時間	919,000円	460,000円		
			4～5時間	1,815,000円	1,036,000円		
			6時間以上	3,016,000円	1,917,000円		
		オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合					
			延長時間区分				
			30分	300,000円			
			1時間	1,772,000円			
			2～3時間	2,688,000円			
			4～5時間	5,290,000円			
			6時間以上	6,077,000円			
		2 訪問型					
		(1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額)					
		ア 居宅訪問型					
			延長時間区分				
			1時間	228,400円			
			2時間	456,800円			
			3時間	685,200円			
		イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)					
			延長時間区分				
			1時間	228,400円			

1事業	2区分	3基準額				4対象 経費	5負担 割合
		他	4～5時間	3,223,000円	3,223,000円	3,117,000円	
			6時間以上	3,591,000円	3,591,000円	3,486,000円	
		※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用(ウ及びエにおいて同じ)					
		ウ 事業所内保育事業					
			延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下		
					A型	B型	
		自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円	
			1時間	1,384,000円	1,097,000円	1,097,000円	
			2～3時間	2,216,000円	1,369,000円	1,369,000円	
			4～5時間	4,713,000円	3,631,000円	3,631,000円	
			6時間以上	5,520,000円	4,204,000円	4,204,000円	
		その他	30分	276,000円	276,000円	276,000円	
			1時間	1,171,000円	1,054,000円	1,054,000円	
			2～3時間	1,523,000円	1,230,000円	1,230,000円	
			4～5時間	3,492,000円	2,965,000円	2,965,000円	
			6時間以上	4,065,000円	3,304,000円	3,304,000円	
		エ 家庭的保育事業					
			延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下		
		自園調理等	30分	200,000円	150,000円		
			1時間	525,000円	270,000円		
			2～3時間	942,000円	496,000円		
			4～5時間	2,395,000円	1,638,000円		
			6時間以上	3,850,000円	2,781,000円		
		その他	30分	200,000円	150,000円		
			1時間	509,000円	255,000円		
			2～3時間	892,000円	446,000円		
			4～5時間	1,772,000円	1,015,000円		
			6時間以上	2,972,000円	1,903,000円		
		(新規)					
		2 訪問型					
		(1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額)					
		ア 居宅訪問型					
			延長時間区分				
			1時間	221,500円			
			2時間	443,000円			
			3時間	664,500円			
		イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)					
			延長時間区分				
			1時間	221,500円			

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																								
		<table border="1"> <tr> <td>2時間</td> <td>394,000円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>394,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>263,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>460,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>779,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>1,099,000円</td> </tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>263,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>394,000円</td> </tr> </table> <p>※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあっては、該当する1人(1事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。</p>	2時間	394,000円	3時間	394,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	263,000円	2～3時間	460,000円	4～5時間	779,000円	6時間以上	1,099,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	263,000円	2時間以上	394,000円		
2時間	394,000円																											
3時間	394,000円																											
延長時間区分																												
30分	150,000円																											
1時間	263,000円																											
2～3時間	460,000円																											
4～5時間	779,000円																											
6時間以上	1,099,000円																											
延長時間区分																												
30分	150,000円																											
1時間	263,000円																											
2時間以上	394,000円																											
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	(略)	(略)	(略)																								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	(略)	(略)	(略)																								
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合</p> <p>※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置とする場合は、放課後児童健全育成事業(特例分)1②、③又は④に基づいた基準額を適用する。</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,510,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)</p>	(略)																									

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																								
		<table border="1"> <tr> <td>2時間</td> <td>382,000円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>382,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 居宅訪問型</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>255,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>446,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>758,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>1,069,000円</td> </tr> </table> <p>イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>255,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>382,000円</td> </tr> </table> <p>※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあっては、該当する1人(1事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。</p>	2時間	382,000円	3時間	382,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	255,000円	2～3時間	446,000円	4～5時間	758,000円	6時間以上	1,069,000円	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	255,000円	2時間以上	382,000円		
2時間	382,000円																											
3時間	382,000円																											
延長時間区分																												
30分	150,000円																											
1時間	255,000円																											
2～3時間	446,000円																											
4～5時間	758,000円																											
6時間以上	1,069,000円																											
延長時間区分																												
30分	150,000円																											
1時間	255,000円																											
2時間以上	382,000円																											
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	(略)	(略)	(略)																								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	(略)	(略)	(略)																								
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	<p>1 放課後児童健全育成事業 (新規)</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,305,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)</p>	(略)																									

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $\times 28,000円$ $4,577,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数)$</p> <p>(ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $\times 26,000円$ $4,577,000円$</p> <p>(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $4,577,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人)$ $\times 63,000円$</p> <p>(オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 $2,917,000円$</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) $\times 18,000円$ (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) $\times 18,000円$</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 $\times 399,000円$</p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 $\times 179,000円$</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 $3,011,000円$ (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,701,000円$</p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) $\times 18,000円$</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 $\times 399,000円$</p> <p>②設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合 ※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、放課後児童 支援員を1名配置とする場合は、本基準額を適用する。 ※ 通常、放課後児童支援員1名配置であり、児童数が20人未満になる 時間帯及び曜日に限り、補助員1名配置とする場合は、本基準額を適 用する。</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $2,510,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数)$ $\times 28,000円$</p> <p>(イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $3,866,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数)$ $\times 25,000円$</p> <p>(ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $3,866,000円$</p> <p>(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $3,866,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人)$ $\times 53,000円$</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $\times 27,000円$ $4,484,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数)$</p> <p>(ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $\times 25,000円$ $4,484,000円$</p> <p>(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $4,484,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人)$ $\times 60,000円$</p> <p>(オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 $2,917,000円$</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) $\times 18,000円$ (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) $\times 18,000円$</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 $\times 392,000円$</p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 $\times 176,000円$</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 $2,955,000円$ (イ)構成する児童の数が1～19人の施設 $1,681,000円$</p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) $\times 18,000円$</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 $\times 392,000円$</p> <p>(新規)</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p><u>「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 78,000円</u></p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>1,785,000円</u></p> <p>イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,021,000円</u></p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 13,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 174,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、令和5年3月31日までに同条同項に規定する研修を修了する予定者を含む。</p>		
		<p>2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額)</p> <p>(1)放課後児童クラブ設置促進事業 (略)</p> <p>(2)放課後児童クラブ環境改善事業 (略)</p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)</p> <p>(4)倉庫設置整備事業 (略)</p> <p>※ 開所準備経費については令和2年度に支払われたものに限る。</p>		
		<p>3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)障害児受入推進事業 <u>1,900,000円</u></p> <p>(2)ア～ウ (略)</p> <p>(3)放課後児童クラブ送迎支援事業 <u>493,000円</u></p> <p>※ (略)</p>		
	放課後児童健全育成事業(一般分)	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 <u>1,677,000円</u></p> <p>(2)(1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 <u>3,158,000円</u></p> <p>※ (略)</p>	(略)	
		<p>2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)障害児を3人以上受け入れる場合 <u>1,900,000円</u></p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p>		
		<p>2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額)</p> <p>(1)放課後児童クラブ設置促進事業 (略)</p> <p>(2)放課後児童クラブ環境改善事業 (略)</p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)</p> <p>(4)倉庫設置整備事業 (略)</p> <p>※ 開所準備経費については平成31年度に支払われたものに限る。</p>		
		<p>3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)障害児受入推進事業 <u>1,847,000円</u></p> <p>(2)ア～ウ (略)</p> <p>(3)放課後児童クラブ送迎支援事業 <u>479,000円</u></p> <p>※ (略)</p>		
	放課後児童健全育成事業(一般分)	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 <u>1,575,000円</u></p> <p>(2)(1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 <u>3,012,000円</u></p> <p>※ (略)</p>	(略)	
		<p>2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1)障害児を3人以上受け入れる場合 <u>1,847,000円</u></p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(2) (略) ※ (略)		
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 <u>591,000円</u> ※ (略)	(略)	
		4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 <u>1,261,000円</u> ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費	
	放課後児童健全育成事業(その他分)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり <u>129,000円</u> (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり <u>258,000円</u> (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長(マネジメント)的立場にある者を配置 対象職員1人当たり <u>388,000円</u> ※ 1支援の単位当たりの基準額は、 <u>904,000円</u> を上限とする。 ※ (略)	(略)	
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1 運営費 (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>8,650円</u> イ 2歳以上児 年間延べ日数 × <u>4,740円</u> ウ 緊急一時保護の母 年間延べ日数 × 1,200円 エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 ※ ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に(1)に加算する額 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>4,200円</u> イ 2歳以上児 年間延べ日数 × <u>2,100円</u> ウ 緊急一時保護の母 年間延べ日数 × <u>600円</u>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(2) (略) ※ (略)		
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 <u>575,000円</u> ※ (略)	(略)	
		(新規)	(新規)	
	放課後児童健全育成事業(その他分)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり <u>128,000円</u> (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり <u>256,000円</u> (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長(マネジメント)的立場にある者を配置 対象職員1人当たり <u>384,000円</u> ※ 1支援の単位当たりの基準額は、 <u>896,000円</u> を上限とする。 ※ (略)	(略)	
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1 運営費 (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>8,640円</u> イ 2歳以上児 年間延べ日数 × <u>4,730円</u> ウ 緊急一時保護の母 年間延べ日数 × 1,200円 エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 (新規)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																														
		※ (略) イ 加算分 (ア)子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型 <u>1,509,000円</u> 5日型 <u>3,288,000円</u> 6～7日型 <u>2,924,000円</u> (イ)地域支援 <u>1,484,000円</u> (ウ)特別支援対応加算 <u>1,039,000円</u> (エ)研修代替職員配置加算 <u>1人あたり年額 21,000円</u> (2)出張ひろば <u>1,524,000円</u> (3)小規模型指定施設 ア 基本分 <u>2,980,000円</u> イ 加算分 <u>1,490,000円</u> (4)連携型 ア 基本分 3～4日型 <u>1,940,000円</u> 5～7日型 <u>2,951,000円</u> イ 加算分 (ア)地域の子育て力を高める取組 <u>480,000円</u> (イ)特別支援対応加算 <u>1,039,000円</u> (ウ)研修代替職員配置加算 <u>1人あたり年額 21,000円</u> ※ (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略) ※ (1)(2)とも令和2年度に支払われたものに限る。																																
一時預かり事業	一時預かり事業 (一般分)	1 運営費 (1)一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (ア)基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td><u>2,607,000円</u></td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td><u>2,997,000円</u></td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td><u>3,213,000円</u></td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td><u>4,641,000円</u></td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td><u>6,069,000円</u></td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td><u>7,497,000円</u></td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td><u>8,925,000円</u></td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td><u>10,353,000円</u></td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td><u>11,781,000円</u></td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td><u>13,209,000円</u></td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td><u>14,637,000円</u></td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td><u>16,065,000円</u></td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td><u>17,493,000円</u></td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td><u>18,921,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	<u>2,607,000円</u>	300人以上900人未満	<u>2,997,000円</u>	900人以上1,500人未満	<u>3,213,000円</u>	1,500人以上2,100人未満	<u>4,641,000円</u>	2,100人以上2,700人未満	<u>6,069,000円</u>	2,700人以上3,300人未満	<u>7,497,000円</u>	3,300人以上3,900人未満	<u>8,925,000円</u>	3,900人以上4,500人未満	<u>10,353,000円</u>	4,500人以上5,100人未満	<u>11,781,000円</u>	5,100人以上5,700人未満	<u>13,209,000円</u>	5,700人以上6,300人未満	<u>14,637,000円</u>	6,300人以上6,900人未満	<u>16,065,000円</u>	6,900人以上7,500人未満	<u>17,493,000円</u>	7,500人以上8,100人未満	<u>18,921,000円</u>	(略)	
年間延べ利用児童数	基準額																																	
300人未満	<u>2,607,000円</u>																																	
300人以上900人未満	<u>2,997,000円</u>																																	
900人以上1,500人未満	<u>3,213,000円</u>																																	
1,500人以上2,100人未満	<u>4,641,000円</u>																																	
2,100人以上2,700人未満	<u>6,069,000円</u>																																	
2,700人以上3,300人未満	<u>7,497,000円</u>																																	
3,300人以上3,900人未満	<u>8,925,000円</u>																																	
3,900人以上4,500人未満	<u>10,353,000円</u>																																	
4,500人以上5,100人未満	<u>11,781,000円</u>																																	
5,100人以上5,700人未満	<u>13,209,000円</u>																																	
5,700人以上6,300人未満	<u>14,637,000円</u>																																	
6,300人以上6,900人未満	<u>16,065,000円</u>																																	
6,900人以上7,500人未満	<u>17,493,000円</u>																																	
7,500人以上8,100人未満	<u>18,921,000円</u>																																	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																		
		※ (略) イ 加算分 (ア)子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型 <u>1,465,000円</u> 5日型 <u>3,290,000円</u> 6～7日型 <u>2,937,000円</u> (イ)地域支援 <u>1,450,000円</u> (新規) (新規) (2)出張ひろば <u>1,495,000円</u> (3)小規模型指定施設 ア 基本分 <u>2,909,000円</u> イ 加算分 <u>1,455,000円</u> (4)連携型 ア 基本分 3～4日型 <u>1,897,000円</u> 5～7日型 <u>2,889,000円</u> イ 加算分 (新規) (新規) (新規) ※ (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略) ※ (1)(2)とも平成31年度に支払われたものに限る。																				
一時預かり事業	一時預かり事業	1 運営費 (1)一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (ア)基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td><u>1,600,000円</u></td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td><u>1,763,000円</u></td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td><u>3,173,000円</u></td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td><u>4,583,000円</u></td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td><u>5,993,000円</u></td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td><u>7,403,000円</u></td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td><u>8,813,000円</u></td></tr> <tr><td>3,900人以上</td><td><u>10,223,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	<u>1,600,000円</u>	300人以上900人未満	<u>1,763,000円</u>	900人以上1,500人未満	<u>3,173,000円</u>	1,500人以上2,100人未満	<u>4,583,000円</u>	2,100人以上2,700人未満	<u>5,993,000円</u>	2,700人以上3,300人未満	<u>7,403,000円</u>	3,300人以上3,900人未満	<u>8,813,000円</u>	3,900人以上	<u>10,223,000円</u>	(略)	
年間延べ利用児童数	基準額																					
300人未満	<u>1,600,000円</u>																					
300人以上900人未満	<u>1,763,000円</u>																					
900人以上1,500人未満	<u>3,173,000円</u>																					
1,500人以上2,100人未満	<u>4,583,000円</u>																					
2,100人以上2,700人未満	<u>5,993,000円</u>																					
2,700人以上3,300人未満	<u>7,403,000円</u>																					
3,300人以上3,900人未満	<u>8,813,000円</u>																					
3,900人以上	<u>10,223,000円</u>																					

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※20,100人以上の場合は別途協議		
		(イ) 基幹型施設加算 1,150,000円		
		イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額) (子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。)		
		(ア) 平日分 400円		
		(イ) 長期休業日(8時間未満) 400円		
		(ウ) 長期休業日(8時間以上) 800円		
		(エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円		
		(オ) 長時間加算 (ア)(イ)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用)		
		・超えた利用時間が2時間未満 100円		
		・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円		
		・超えた利用時間が3時間以上 300円		
		ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,400円		
		(削除)		
		エ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算(児童1人当たり日額) 3,600円		
		(2) 幼稚園型 I		
		ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額)		
		(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)		
		I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設		
		① 平日 400円		
		② 長期休業日(8時間未満) 400円		
		③ 長期休業日(8時間以上) 800円		
		II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設		
		① 平日 (1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円 (10円未満切り捨て)		
		② 長期休業日(8時間未満) 400円		
		③ 長期休業日(8時間以上) 800円		
		(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円		
		(ウ) 長時間加算		
		I (ア) I ①及び(ア) II ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合		
		・超えた利用時間が2時間未満 150円		
		・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円		
		・超えた利用時間が3時間以上 450円		
		II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合		
		・超えた利用時間が2時間未満 100円		
		・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(イ) 基幹型施設加算 1,148,000円		
		イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額) (子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。)		
		(ア) 平日分 400円		
		(イ) 長期休業日(8時間未満) 400円		
		(ウ) 長期休業日(8時間以上) 800円		
		(エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円		
		(オ) 長時間加算 (ア)(イ)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用)		
		・超えた利用時間が2時間未満 100円		
		・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円		
		・超えた利用時間が3時間以上 300円		
		ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,400円		
		エ 大型連休預かり対象児童(児童1人当たり日額) 2,260円 (2019年4月27日～5月6日に一時預かりを利用した児童。)		
		(新規)		
		(2) 幼稚園型 I		
		ア 在籍園児分(児童1人当たり日額)		
		(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)		
		I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設		
		① 平日 400円		
		② 長期休業日(8時間未満) 400円		
		③ 長期休業日(8時間以上) 800円		
		II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設		
		① 平日 (1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円 (10円未満切り捨て)		
		② 長期休業日(8時間未満) 400円		
		③ 長期休業日(8時間以上) 800円		
		(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円		
		(ウ) 長時間加算		
		I (ア) I ①及び(ア) II ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合		
		・超えた利用時間が2時間未満 150円		
		・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円		
		・超えた利用時間が3時間以上 450円		
		II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合		
		・超えた利用時間が2時間未満 100円		
		・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>・超えた利用時間が3時間以上 300円</p> <p>(エ) 保育体制充実加算 1か所当たり年額 1,446,200円</p> <p>※ 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。 ②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上(平日)の預かりを実施していること。 ③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。 ④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。</p> <p>(オ) 就労支援型施設加算(事務経費) 1か所当たり年額 1,383,200円</p> <p>※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする</p> <p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること ③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分(ウ及び(3)を除く)(児童1人当たり日額) (ア)基本分 800円 (イ)長時間加算(8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円</p> <p>ウ 特別な支援を要する児童分(児童1人当たり日額) 4,000円</p> <p>※ 以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。 (ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童 (イ) 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童</p> <p>※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,223,000円を上限額とする(なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア)Ⅰ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ)、イ(イ)及びウ)に係る基準額)を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない)。</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>・超えた利用時間が3時間以上 300円</p> <p>(エ) 保育体制充実加算 1か所当たり年額 1,446,200円</p> <p>※ 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。 ②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上(平日)の預かりを実施していること。 ③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。 ④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。</p> <p>(オ) 就労支援型施設加算(事務経費) 1か所当たり年額 1,383,200円</p> <p>※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする</p> <p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること ③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分((3)を除く)(児童1人当たり日額) (ア)基本分 800円 (イ)長時間加算(8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円</p> <p>(新設)</p> <p>※ 公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,223,000円を上限額とする(なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア)Ⅰ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ)及びイ(イ))に係る基準額)を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない)。</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(3) 幼稚園型Ⅱ (児童1人当たり日額) (ア) 基本分 1,850円 (イ) 長時間加算 (8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 230円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 460円 ・超えた利用時間が3時間以上 690円 (4) 余裕活用型 (児童1人当たり日額) ア 基本分 2,400円 イ 特別支援児童 (障害児・多胎児) 加算 (児童1人当たり日額) 3,600円 (5) 居宅訪問型 (児童1人当たり日額) ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間4時間以上 9,000円 利用時間4時間未満 4,500円 イ 緊急一時預かり対象児童 利用時間4時間以上 12,100円 利用時間4時間未満 6,050円 ウ 特別支援児童 (障害児・多胎児) 加算 (児童1人当たり日額) 3,600円 (削除)		
		2 開設準備経費 (1か所当たり年額) (1) 改修費等 4,000,000円 (2) 礼金及び賃借料 (開設前月分) 600,000円 ※ (1) (2)とも令和2年度に支払われたものに限る。 (削除) ※ (2)は一般型に限る。		
	一時預 かり事 業(その 他分)	1 運営費の事務経費加算 (一般型に限る) 2,670,000円	一時預か り事業の 実施に必 要な経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(3) 幼稚園型Ⅱ (児童1人当たり日額) (ア) 基本分 1,850円 (イ) 長時間加算 (8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 230円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 460円 ・超えた利用時間が3時間以上 690円 (4) 余裕活用型 (児童1人当たり日額) 2,400円 (5) 居宅訪問型 (児童1人当たり日額) ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間4時間以上 9,000円 利用時間4時間未満 4,500円 イ 緊急一時預かり対象児童 利用時間4時間以上 12,000円 利用時間4時間未満 6,000円 (新規)		
		(6) 災害特例型 (児童1人当たり月額) ア 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額 (児童1人当たり月額) ※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。 イ 保護者が復旧活動等を行うために、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において、本事業を利用する児童 (児童1人当たり日額) 1,600円 ウ ア、イ以外の児童 (児童1人当たり日額) 4,520円		
		2 開設準備経費 (1か所当たり年額) (1) 改修費等 4,000,000円 (2) 礼金及び賃借料 (開設前月分) 600,000円 ※ (1) (2)とも平成31年度に支払われたものに限る。 ※ (1)は災害特例型を除く。 ※ (2)は一般型に限る。		
	(新規)	(新規)		(新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
病児保育事業	病児保育事業 (特定分・一般分・事業費)	<p>1 病児対応型 (1)基本分 (略)</p> <p>(2)加算分 (略)</p> <p>(3)普及定着促進費(開設準備経費) ア(略) イ(略) ※ア及びイとも令和2年度に支払われたものに限る。</p> <p>2 病後児対応型 (1)基本分 (略)</p> <p>(2)加算分 (略)</p> <p>(3)普及定着促進費(開設準備経費) ア(略) イ(略) ※ア及びイとも令和2年度に支払われたものに限る。</p> <p>3 体調不良対応型 (1)基本分 (略)</p> <p>(2)加算分 (略)</p> <p>(3)改善分 (略)</p> <p>4 非施設型(訪問型) (略)</p>	(略)	
	病児保育(特定分・低所得者減加分加算)	(略)	(略)	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	<p>1 運営費(1市町村当たり年額) (1)基本事業 ア 基本分 (略) イ 加算分 (ア)支部の設置か所数に応じた加算 ・10か所以上 10,100,000円 ・10か所未満 支部数×1,000,000円 (イ)24時間以上の講習(ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする)の実施による加算 (略) (ウ)土日実施加算 (略)</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業 (略)</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 <u>500,000円</u></p> <p>(4) 預かり手増加のための取組加算 (略)</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
病児保育事業	病児保育事業 (事業費)	<p>1 病児対応型 (1)基本分 (略)</p> <p>(2)加算分 (略)</p> <p>(3)普及定着促進費(開設準備経費) ア(略) イ(略) ※ア及びイとも平成31年度に支払われたものに限る。</p> <p>2 病後児対応型 (1)基本分 (略)</p> <p>(2)加算分 (略)</p> <p>(3)普及定着促進費(開設準備経費) ア(略) イ(略) ※ア及びイとも平成31年度に支払われたものに限る。</p> <p>3 体調不良対応型 (1)基本分 (略)</p> <p>(2)加算分 (略)</p> <p>(3)改善分 (略)</p> <p>4 非施設型(訪問型) (略)</p>	(略)	
	病児保育(特定分・低所得者減加分加算)	(略)	(略)	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	<p>1 運営費(1市町村当たり年額) (1)基本事業 ア 基本分 (略) イ 加算分 (ア)支部の設置か所数に応じた加算(政令指定都市に限る) ・10か所以上 10,100,000円 ・10か所未満 支部数×1,000,000円 (イ)24時間以上の講習(ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする)の実施による加算 (略) (ウ)土日実施加算 (略)</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業 (略)</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 <u>400,000円</u></p> <p>(4) 預かり手増加のための取組加算 (略)</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (1) (略) (2) (略) ※ (1)(2)とも令和2年度に支払われたものに限る。		
利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(特例措置分)	利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(特例措置分)	1 放課後児童健全育成事業 (1) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業(1支援の単位当たり日額) 11,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く)、平日において午前中から開所するための経費を補助 (2) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 21,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く)、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助 (3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業(1支援の単位当たり日額) 36,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く)、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助 ※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。 (4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 26,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く)、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助 ※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。 (5) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業(1支援の単位当たり日額) 6,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く)、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助 (6) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 6,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く)、平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、(5)に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助 (7) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 12,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く)、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助	新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等の実施に必要な経費(飲食費を除く。)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (1) (略) (2) (略) ※ (1)(2)とも平成31年度に支払われたものに限る。		
利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(特例措置分)	利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(特例措置分)	1 放課後児童健全育成事業 (1) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業(1支援の単位当たり日額) 10,200円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から開所するための経費を補助 (2) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 20,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助 (3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業(1支援の単位当たり日額) 36,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助 ※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。 (4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 26,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助 ※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。 (5) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業(1支援の単位当たり日額) 6,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助 (6) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 6,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、(5)に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助 (7) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 12,000円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助	新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等の実施に必要な経費(飲食費を除く。)	国 10/10

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合	1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(8) 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業(1人当たり日額) 500円 ※ 市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市区町村が保護者へ返還した場合等の経費を補助</p> <p>2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算(1人当たり日額) 6,400円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合において、利用料相当額を子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助 ※ 1時間当たり利用料は800円を上限</p> <p>3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 (令和元年度の対象経費の実支出額との合計) 500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販売からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費に限る。</p>					<p>(新設)</p> <p>2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算(1人当たり日額) 6,400円 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合において、利用料相当額を子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助 ※ 1時間当たり利用料は800円を上限</p> <p>3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販売からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費に限る。</p>		
				国 10/10					

改正後

現行

別紙様式1～3

(略)

(略)

改正後

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	国庫補助所要額				合計
		特定分	一般分	その他分	特例措置分	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
合計 (市町村分)					

現行

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	国庫補助所要額			合計
		特定分	一般分	その他分	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
合計 (市町村分)				

改正後

現行

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表 (別業)

都道府県名

No.	市町村名	国庫補助所要額	
		特例措置分	総合計
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
合計 (市町村分)			

改正後

現行

別紙様式4～8

(略)

(略)

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ①	交付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
I 特定分								
児童保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減免分加算合計								
特定分計								
II 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定型								
母子保健型								
実費徴収に係る補足給付を行う事業								
日用品・文房具等								
副食材料費								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間看護等事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地帯子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ								
児童発達支援型								
子育て援助活動支援事業								
一般分計								
III その他分								
放課後児童健全育成事業								
合計								

現行

- (記入上の注意)
- ⑤欄には、交付要綱の別添の算3欄に定める基準額を記入すること。
 - ⑥欄は3欄、4欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑥欄の額に1.3を乗じて算出する。
 - ⑧欄は、⑦欄の額に1.3を乗じて算出する。

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ①	交付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
I 特定分								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減免分加算合計								
特定分計								
II 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定型								
母子保健型								
実費徴収に係る補足給付を行う事業								
日用品・文房具等(低所得者減免分加算対象外)								
副食材料費(低所得者減免分加算対象外)								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間看護等事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地帯子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
一般分計								
III その他分								
放課後児童健全育成事業								
合計								

改正後

- (記入上の注意)
- ⑤欄には、交付要綱の別添の算3欄に定める基準額を記入すること。
 - ⑥欄は3欄、4欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 - ⑦欄は、⑥欄の額に1.3を乗じて算出する。
 - ⑧欄は、⑦欄の額に1.3を乗じて算出する。

別表1(別業)

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
IV 特別措置分								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
療育保育事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置分計								0.0
総合計								

(記入上の注意)

- ⑥欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に10/100を乗じて得た額(1,000円未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 総合計欄には、別表1(別業)の合計欄と、別表1(別業)の特別措置分計欄の総合計した額を記入すること。

現行

別表1(別業)

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
IV 特別措置分(1)								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
特別措置分(1)計								1.0
(記入上の注意)								
1. 特別措置分(1)欄には、特別措置分のうち、1. 放課後児童健全育成事業、及び 2. 子育て短期支援活動支援事業(ワブシ)・サポートセンター事業)に当て記入すること。								
2. ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。								
3. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。								
4. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。								
5. ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。								

改正後

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
IV 特別措置分(2)								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
療育保育事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置分(2)計								10.0
特別措置分(2)合計								
総合計								

(記入上の注意)

- 特別措置分(2)欄には、特別措置分のうち、3. 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、療育保育事業及び子育て援助活動支援事業(ワブシ)・サポートセンター事業)に当て記入すること。
- ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に10/100を乗じて得た額(1,000円未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 特別措置分(2)合計欄には、別表1(別業)の特別措置分(1)計欄と特別措置分(2)計欄の額を合計した額を記入すること。
- 総合計欄には、別表1(別業)の合計欄と、別表1(別業)の特別措置分(2)合計欄の額を合計した額を記入すること。

別表2

1. 利用者支援事業

類型	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 基本型	①	②
2. 特定型		
小計(1+2)	0	0
3. 母子保健型		
合計(1~3)	0	0

〔記入上の注意〕

①、②、③欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 基本型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (連日あり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置		夜間・休日 加算	夜間・休日 計	夜間・休日 計	出張相 談 支援	出張相 談 支援 のため の取組	多言語対応		開設準備 総費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員	補助職員						通訳の 配置	通訳の 配置 人の数			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

〔記入上の注意〕

1. ②欄は、地域子育て支援拠点（一施設）、地域子育て支援拠点（連携型）保育所、認定こども園、児童館（児童センターを含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※）、その他（）、未定から該当するものを選択すること。

※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。

2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。

3. ④欄は、1月に満たない曜数を生じたときは、これを月ごとの値を記入すること。

4. ⑤欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

5. ⑥欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

6. ⑦欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

7. ⑩、⑪欄は、多言語対応について実施している場合には「有」を記入すること。

8. ⑫欄は、開設準備総費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

別表2

1. 利用者支援事業

市町村名

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 基本型	①	②	③
2. 特定型			
小計(1+2)	0	0	0
3. 母子保健型			
合計(1~3)	0	0	0

〔記入上の注意〕

①、②、③欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 基本型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (連日あり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置		夜間・休日 加算	夜間・休日 計	夜間・休日 計	出張相 談 支援	機能強 化 のため の取組	多言語対応		特別 支援 対応	開設準備 総費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員	補助職員						通訳の 配置	通訳の 配置 人の数				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

〔記入上の注意〕

1. ②欄は、地域子育て支援拠点（一施設）、地域子育て支援拠点（連携型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センターを含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※）、その他（）、未定から該当するものを選択すること。

※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。

2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。

3. ④欄は、1月に満たない曜数を生じたときは、これを月ごとの値を記入すること。

4. ⑤欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

5. ⑥欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

6. ⑦欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

7. ⑩、⑪欄は、多言語対応について実施している場合には「有」を記入すること。

8. ⑫欄は、**任意が実施の子育て家庭への支援を実施する場合には「有」を記入すること。**

9. ⑲欄は、開設準備総費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

改正後

現行

(2) 特定型

0～5歳児人口 (H25～30年の各年10月1日時点 の5歳未満児の人口)	保育所及び幼児保運準備費認定こども園の定員充足率100%以上(H25～30年の各年10月1日時点のいずれか)
実施条件 ①	保育所及び幼児保運準備費認定こども園の数が100以上(H30年4月1日時点) 特定市町村又は特種児童50人以上(H27～30年の各年4月1日時点のいずれか)
	緊急対策実施市町村

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (連日あり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算	出張相 談 支援	機能強 化 のための 取組	多言語対応		開設準備 経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員	補助職員	計				通訳の配 置	翻訳ソフト Aの設置			
1		③		④	⑤	⑥	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

現行

(記入上の注意)

- ①欄は、1万人未満切上げにより記入すること。
- ②欄は、特定型の補助要件として実施要綱に定める要件のうち、満たすものすべてに○を付すこと。
- ③欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(運搬型)、保育所、認定こども園、児童館、児童センター(含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。
- ※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑤欄は、1月に満たない日数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑥欄は、夜間・休日加算の単面を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑦欄は、出張相談支援の単面を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑧欄は、機能強化のための取組の単面を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑨～⑰欄は、多言語対応について要綱している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑱欄は、開設準備経費の単面を適用する場合には「有」を記入すること。

(2) 特定型

0～5歳児人口 (H25～31年の各年10月1日時点 の5歳未満児の人口)	保育所及び幼児保運準備費認定こども園の定員充足率100%以上(H25～31年の各年10月1日時点のいずれか)
実施条件 ①	保育所及び幼児保運準備費認定こども園の数が100以上(H31年4月1日時点) 特定市町村又は特種児童50人以上(H27～31年の各年4月1日時点のいずれか)
	緊急対策実施市町村

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (連日あり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算	出張相 談 支援	機能強化 のための 取組	多言語対応		特別 支援 対象	開設準備 経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員	補助職員	計				通訳の配 置	翻訳ソフト Aの設置				
1		③		④	⑤	⑥	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

(記入上の注意)

- ①欄は、1万人未満切上げにより記入すること。
- ②欄は、特定型の補助要件として実施要綱に定める要件のうち、満たすものすべてに○を付すこと。
- ③欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(運搬型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター(含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()、未定から該当するものを選択すること。
- ※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ⑤欄は、1月に満たない日数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑥欄は、夜間・休日加算の単面を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑦欄は、出張相談支援の単面を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑧欄は、機能強化のための取組の単面を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑨～⑰欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑱欄は、開設準備経費の単面を適用する場合には「有」を記入すること。
- ⑳欄は、開設準備経費の単面を適用する場合には「有」を記入すること。

改正後

③母子保健型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	事業実施日数 (運んだ日)	事業実施期間 (1日あたり)	職員の配置			1市町村当り 単面の運用の有無	多言語対応			開設準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							保健師等専門員 (専任)	補助職員 (兼任)	計		1市町村当り 単面の運用の有無	通訳の 配置	翻訳・文字 入の設置			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
2																
3																
計																

(記入上の注意)

- ①欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※、その他()、未定から該当するものを選択すること
※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ④欄は、「平成27年度において1か所へ複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持しているものとして、1市町村当りの単面を適用する場合は有、そうでない場合は無」を記入すること。なお、「有」の場合は、⑯欄は専任職員のみ記載すること。
- ⑤、⑥欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑦、⑧欄は、開設準備経費の単面を適用する場合は「有」を記入すること。

現行

③母子保健型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	事業実施日数 (運んだ日)	事業実施時間 (1日あたり)	職員の配置			1市町村当り 単面の運用の有無	多言語対応			開設準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							保健師等専門員 (専任)	補助職員 (兼任)	計		1市町村当り 単面の運用の有無	通訳の 配置	翻訳・文字 入の設置			
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
2																
3																
計																

改正後

(記入上の注意)

- ①欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※、その他()、未定から該当するものを選択すること
※公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ④欄は、「平成27年度において1か所へ複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持しているものとして、1市町村当りの単面を適用する場合は有、そうでない場合は無」を記入すること。なお、「有」の場合は、⑯欄は専任職員のみ記載すること。
- ⑤、⑥欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑦、⑧欄は、**配置が必要な子育て支援等への支援を実施する場合は有を記入すること。**
- ⑨欄は、開設準備経費の単面を適用する場合は「有」を記入すること。

別添2
2 延長保育事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1.一般型(保育延長時間型)	①	②	③
2.一般型(保育延長時間型)			
3.特別型(保育延長時間型)			
4.特別型(保育延長時間型)			
計	④	⑤	⑥

【記入上の注意】

1. 2列目は、(1)一般型(保育延長時間型)「(2)一般型(保育延長時間型)」(3)特別型(保育延長時間型)」(4)特別型(保育延長時間型)」における対応する欄の合計額を記載すること。

(1)一般型(保育延長時間型)

№	実施施設の名 称の類型	事業実施 月数	延長時間 月数	平均対象 児童数	延長前認定 在籍児童数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
2							
3							
4							
計							

【記入上の注意】

1. 2列目は、実施施設の類型によって、「保育所」認定として同一「小規模A」「小規模B」「事業所」(20人以上)、「事業所」(19人以下)「家庭的保育」(4人以上)「家庭的保育」(3人以下)のいずれかを記入すること。

2. 3列目は、延長時間の場合は月単位の月数(20)を記入すること。

3. 4列目は、延長時間の延長前認定児童数(20)以上を記入した場合、2列目には対応する児童数(20)を記入すること。

4. 5列目は、延長時間(1)に基き平均対象児童数を記入すること。

5. 6列目は、延長時間(1)に基き延長前認定児童数を記入すること。

6. 7列目は、各月別において算出する延長前認定児童数を平均した数を記入すること。(小数は以下1位を四捨五入)

(2)一般型(保育延長時間型)

№	実施施設の名 称の類型	事業実施 月数	自費 時間	延長時間	平均対象児童数		延長前認定 在籍児童数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
					延長前認定 在籍児童数	延長後 在籍児童数			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
計									

【記入上の注意】

1. 2列目は、実施施設の類型によって、「保育所」認定として同一「小規模A」「小規模B」「事業所」(20人以上)、「事業所」(19人以下)「家庭的保育」(4人以上)「家庭的保育」(3人以下)のいずれかを記入すること。

2. 3列目は、延長時間の場合は月単位の月数(20)を記入すること。

3. 4列目は、自費時間(1)に基き平均対象児童数を記入すること。

4. 5列目は、延長時間(1)に基き延長前認定児童数を記入すること。

5. 6列目は、延長時間(1)に基き延長前認定児童数を記入すること。

6. 7列目は、各月別において算出する延長前認定児童数を平均した数を記入すること。(小数は以下1位を四捨五入)

別添2
2 延長保育事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1.一般型(保育延長時間型)	①	②	③
2.一般型(保育延長時間型)			
3.特別型(保育延長時間型)			
4.特別型(保育延長時間型)			
計	④	⑤	⑥

【記入上の注意】

1. 2列目は、(1)一般型(保育延長時間型)「(2)一般型(保育延長時間型)」(3)特別型(保育延長時間型)」(4)特別型(保育延長時間型)」における対応する欄の合計額を記載すること。

(1)一般型(保育延長時間型)

№	実施施設の名 称の類型	事業実施 月数	延長時間 月数	平均対象 児童数	延長前認定 在籍児童数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
2							
3							
4							
計							

【記入上の注意】

1. 2列目は、実施施設の類型によって、「保育所」認定として同一「小規模A」「小規模B」「事業所」(20人以上)、「事業所」(19人以下)「家庭的保育」(4人以上)「家庭的保育」(3人以下)のいずれかを記入すること。

2. 3列目は、延長時間の場合は月単位の月数(20)を記入すること。

3. 4列目は、延長時間(1)に基き平均対象児童数を記入すること。

4. 5列目は、延長時間(1)に基き延長前認定児童数を記入すること。

5. 6列目は、各月別において算出する延長前認定児童数を平均した数を記入すること。(小数は以下1位を四捨五入)

(2)一般型(保育延長時間型)

№	実施施設の名 称の類型	事業実施 月数	自費 時間	延長時間	平均対象児童数		延長前認定 在籍児童数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
					延長前認定 在籍児童数	延長後 在籍児童数			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
計									

【記入上の注意】

1. 2列目は、実施施設の類型によって、「保育所」認定として同一「小規模A」「小規模B」「事業所」(20人以上)、「事業所」(19人以下)「家庭的保育」(4人以上)「家庭的保育」(3人以下)のいずれかを記入すること。

2. 3列目は、延長時間の場合は月単位の月数(20)を記入すること。

3. 4列目は、自費時間(1)に基き平均対象児童数を記入すること。

4. 5列目は、延長時間(1)に基き延長前認定児童数を記入すること。

5. 6列目は、延長時間(1)に基き延長前認定児童数を記入すること。

6. 7列目は、各月別において算出する延長前認定児童数を平均した数を記入すること。(小数は以下1位を四捨五入)

改正後

現行

(3)共同型(保有種株問題定)

№	実施施設の名 称	実施施設 の類型	事業開始 月数	延長期間	年間延べ 利用日数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1			前 後	全 無	前 後		
2			前 後	全 無	前 後		
3			前 後	全 無	前 後		
4			前 後	全 無	前 後		
5			前 後	全 無	前 後		
計							

(記入上の注意)

- ①欄は、実施施設の類型について、「原告共同型保種」「その他」のいずれか記入すること。
- ②欄は、原告共同型の場合は「月単位の部分」について「前」「後」を記入すること。
- ③欄は、実施期間(2)に基本(恒常)期間を記入すること。延長期間に延長が生じる場合は、平均対象種数(1)を以て、延長期間の合計を(前)0.5(後)0.5(各欄)とする。
- ④欄は、対象種数の入数(種)を記入すること。

(4)共同型(保有種株問題定)

№	実施施設の名 称	実施施設 の類型	事業開始 月数	延長期間	年間延べ 利用日数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1			前 後	前 後	前 後		
2			前 後	前 後	前 後		
3			前 後	前 後	前 後		
4			前 後	前 後	前 後		
5			前 後	前 後	前 後		
計							

(記入上の注意)

- ①欄は、実施施設の類型について、「原告共同型保種」「その他」のいずれか記入すること。
- ②欄は、原告共同型の場合は「月単位の部分」について「前」「後」を記入すること。
- ③欄は、対象種数の(2)に基本(恒常)期間を記入すること。
- ④欄は、対象種数の(2)に基本(恒常)期間を記入すること。

現行

改正後

(略)

別表2

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

市町村名

給食費(副食材料費)	支給見込				対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額				
	か所数	支給児童数 (延月数)		か所数			教材費・行事費等(給食費以外) 支給児童数 (延月数)			
		月数	人数				月数	人数		
1号認定 (教育・保育 給付認定)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2号認定 (教育・保育 給付認定)										
3号認定 (教育・保育 給付認定)										
施設等利用 給付認定										
合計										

- 記入上の注意)
- ①及び⑤欄は、支給児童がいる施設数を記入すること。
 - ②～④欄及び⑥～⑧欄は、支給した月数毎に行を分けて記載すること(＝年度途中から対象となった児童がいる場合等については、行を分けて記載すること)。必要に応じて適宜行を追加すること。なお、「支給児童数(延月数)」の「合計」欄には、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」及び「施設等利用給付認定」それぞれ「小計」欄の合計を記載すること。

改正後

別表2

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

市町村名

給食費(副食材料費)	支給見込				対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額				
	か所数	支給児童数 (延月数)		か所数			教材費・行事費等(給食費以外) 支給児童数 (延月数)			
		月数	人数				月数	人数		
1号認定 (教育・保育 給付認定)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2号認定 (教育・保育 給付認定)										
3号認定 (教育・保育 給付認定)										
施設等利用 給付認定										
合計										

- (記入上の注意)
- ①及び⑤欄は、支給児童がいる施設数を記入すること。
 - ②～④欄及び⑥～⑧欄は、支給した月数毎に行を分けて記載すること(＝年度途中から対象となった児童がいる場合等については、行を分けて記載すること)。必要に応じて適宜行を追加すること。なお、「支給児童数(延月数)」の「合計」欄には、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」及び「施設等利用給付認定」それぞれ「小計」欄の合計を記載すること。

改正後

現行

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(略)

(略)

改正後			現行		
別表2			別表2		
5. 放課後児童健全育成事業			5. 放課後児童健全育成事業		
I. 特定分		市町村名	I. 特定分		市町村名
区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②	区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円	放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円	放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円	放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円	合計	円	円
(記入上の注意) 1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。			(記入上の注意) 1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。		
II. 一般分			II. 一般分		
区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②	区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円	放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円	障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円	小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	円	円	小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円	合計	円	円
(記入上の注意) 1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。			(記入上の注意) 1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。		
III. その他分			III. その他分		
区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②	区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円
合計	円	円	合計	円	円
(記入上の注意) 1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。			(記入上の注意) 1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。		

別表2

1. 特定分

(1) 放課後児童健全育成事業
(7) 開所日数250日以上

事業者名 (ウツブ名)	年間開所 日数(a)	開所日数 加算対象 日数	長期休暇 対象日数	開所状況		児童の数 児童の数 山間地、漁 業集落、 島及び離 島	児童の数が10人未満 その他専 任労働大 臣が認め る場合	分割	新規開所 年月日	途中開所 年月日	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額		
				平日分									長期休暇等分	
				開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数									開所時間
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
1	日	日	日	日	時間	時間	時間	時間	人			円	円	
2					~	~	~	~						
3					~	~	~	~						
4					~	~	~	~						
5					~	~	~	~						
6					~	~	~	~						
7					~	~	~	~						
8					~	~	~	~						
9					~	~	~	~						
10					~	~	~	~						
合計(事務所)														

(記入上の注意)
 1. ①欄は、支援の単位ごとに入力することとし、一つのウツブに複数の支援の単位がある場合は「OOウツブA」「OOウツブB」などと区分して記入すること。
 2. ⑤及び⑥欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
 3. ⑥及び⑦欄は、例のように記載し、小数点第2位を切り捨てること。(例:3時間0分=3.0)
 4. ⑩及び⑪欄は該当するものに「○」を記入すること。
 5. ⑫欄は、年度の途中ウツブ又は支援の単位を分割する(し)る場合に「○」を記入し、⑫欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
 6. ⑬及び⑭欄は、新規開所又は途中開所する(し)る年月日を入力すること。

現行

別表2

1. 特定分

(1) 放課後児童健全育成事業
(7) 開所日数250日以上

事業者名 (ウツブ名)	職員配置 の区分	年間開所 日数(a)	開所日数 加算対象 日数	長期休暇 対象日数	開所状況		児童の数が10人未満 山間地、漁 業集落、 島及び離 島	児童の数が10人未満 その他専 任労働大 臣が認め る場合	分割	新規開所 年月日	途中開所 年月日	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
					平日分									長期休暇等分
					開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数								
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
1		日	日	日	日	時間	時間	時間	時間	人			円	円
2						~	~	~	~					
3						~	~	~	~					
4						~	~	~	~					
5						~	~	~	~					
6						~	~	~	~					
7						~	~	~	~					
8						~	~	~	~					
9						~	~	~	~					
10						~	~	~	~					
合計(事務所)														

(記入上の注意)
 1. ①欄は、支援の単位ごとに入力することとし、一つのウツブに複数の支援の単位がある場合は「OOウツブA」「OOウツブB」などと区分して記入すること。
 2. ②欄は、以下の7-エのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
 3. ③欄は、放課後児童健全育成事業の職員配置及び運用に関する経費(平成26年度厚生労働省 令第83号、以下「放課後児童健全育成事業職員等配置に関する経費」という。)における放課後児童支援員等を配置した場合
 4. 放課後児童健全育成事業の職員配置及び運用に関する経費(平成26年度厚生労働省 令第83号、以下「放課後児童健全育成事業職員等配置に関する経費」という。)における放課後児童支援員等以外の職員の場合
 5. 放課後児童健全育成事業の職員配置及び運用に関する経費(平成26年度厚生労働省 令第83号、以下「放課後児童健全育成事業職員等配置に関する経費」という。)における放課後児童支援員以外の職員の場合
 6. ⑩及び⑪欄は該当するものに「○」を記入すること。
 7. ⑫欄は、年度の途中ウツブ又は支援の単位を分割する(し)る場合に「○」を記入し、⑫欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
 8. ⑬及び⑭欄は、新規開所又は途中開所する(し)る年月日を入力すること。

改正後

別表2
(1)放課後児童健全育成事業
(イ)開所日数200日～249日

事業者名 (フナツ名)	年間開所 日数	長期休暇 支拂加算 対象日数	開所状況		長期休暇等分	児童の 数	利用者に対する 二一不調査		児童の数が10人未満 の場合	分割	新規開所 年月日	途中開所 年月日	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
			平日分	長時間 開所時間			調査条件 児童数	調査結果 児童数						
①	② 日	③ 日	④	⑤ 時間	⑥	⑦ 人	⑧ 人	⑨ 人	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭ 円	⑮ 円
2	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
3	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
4	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
5	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
6	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
7	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
8	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
9	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
10	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
合計(事務所)										事務所				

- (記入上の注意)
- ①欄は、支援の単位ごとで作成すること。一つのフナツに複数の支援の単位がある場合は「OOフナツA」「OOフナツB」等と区分して記入すること。
 - ②④⑤⑥欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
 - ⑤欄は、例のように記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒316)
 - ⑧欄は、次の条件を満たしている場合に「○」を記入すること。
 - すべての児童の保護者を対象とし、恒久的に利用希望を維持すること。
 - 期間(土曜日、日曜日、祭日、夏休み等)ごとの利用希望を維持すること。
 - 事業実施年度における利用希望を維持すること。
 - ⑨欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
 - ⑩欄は、250日以上の開所を希望する児童数の結果は、市町村において5年間保存すること。
 - ⑪欄は、年度は該当するものに「○」を記入すること。
 - ⑫欄は、年度中のフナツ又は支援の単位を分割する(上記)場合に「○」を記入し、「分割」分割後の方の数を記入すること。
 - ⑬欄及び⑭欄は、新規開所又は途中開所する(上記)年月日を記入すること。

別表2
(1)放課後児童健全育成事業
(イ)開所日数200日～249日

事業者名 (フナツ名)	職員配置 の区分	年間開所 日数	長期休暇 支拂加算 対象日数	開所状況		長期休暇等分	児童の 数	利用者に対する 二一不調査		児童の数が10人未満 の場合	分割	新規開所 年月日	途中開所 年月日	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				平日分	長時間 開所時間			調査条件 児童数	調査結果 児童数						
①	②	③ 日	④ 日	⑤	⑥ 時間	⑦	⑧ 人	⑨ 人	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮ 円	⑯ 円
2	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
3	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
4	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
5	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
6	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
7	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
8	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
9	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
10	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
合計(事務所)											事務所				

- (記入上の注意)
- ①欄は、支援の単位ごとで作成すること。一つのフナツに複数の支援の単位がある場合は「OOフナツA」「OOフナツB」等と区分して記入すること。
 - ②④⑤⑥欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
 - ⑤欄は、例のように記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒316)
 - ⑧欄は、次の条件を満たしている場合に「○」を記入すること。
 - すべての児童の保護者を対象とし、恒久的に利用希望を維持すること。
 - 期間(土曜日、日曜日、祭日、夏休み等)ごとの利用希望を維持すること。
 - 事業実施年度における利用希望を維持すること。
 - ⑨欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
 - ⑩欄は、250日以上の開所を希望する児童数の結果は、市町村において5年間保存すること。
 - ⑪欄は、年度は該当するものに「○」を記入すること。
 - ⑫欄は、年度中のフナツ又は支援の単位を分割する(上記)場合に「○」を記入し、「分割」分割後の方の数を記入すること。
 - ⑬欄及び⑭欄は、新規開所又は途中開所する(上記)年月日を記入すること。

改正後

現行

別表2

(2) 放課後子ども環境整備事業

市町村名 _____

事業者名(ウラフ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画の策定の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額		
			改修	備品購入等	開所準備経費	一体型の実施	防災対策の実施					
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2												
3												
4												
5												
合計	か所											

(記入上の注意)

- ①～②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ⑩欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「○」を記入すること。

現行

事業者名(ウラフ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画策定の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	
			開所準備経費	一体型の実施	改修	備品購入等	開所準備経費				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
2											
3											
4											
5											
合計	か所										

(記入上の注意)

- ①～②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ⑩欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「○」を記入すること。

別表2

(2) 放課後子ども環境整備事業

市町村名 _____

事業者名(ウラフ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画の策定の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額		
			改修	備品購入等	開所準備経費	一体型の実施	防災対策の実施					
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2												
3												
4												
5												
合計	か所											

(記入上の注意)

- ①～②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ⑩欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「○」を記入すること。

改正後

事業者名(ウラフ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画策定の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	
			開所準備経費	一体型の実施	改修	備品購入等	開所準備経費				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
2											
3											
4											
5											
合計	か所										

(記入上の注意)

- ①～②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ⑩欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合又は幼稚園、認定こども園等を活用する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「○」を記入すること。

改正後

現行

別表2

(2) 放課後子ども環境整備事業

市町村名

(ウ) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

事業所名(クラブ名)		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		①	②
		円	円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

別表2

(2) 放課後子ども環境整備事業

市町村名

(ウ) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

事業者名(クラブ名)		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		①	②
		円	円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

(エ) 倉庫設備整備事業

事業所名(クラブ名)		対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
		①	②
		円	円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

(エ) 倉庫設備整備事業

事業者名(クラブ名)		対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
		①	②
		円	円
1			
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

改正後

現行

放課後児童クラブ支援事業
障害児受入推進事業～小規模放課後児童クラブ支援事業

(略)

(略)

現行

(新規)

改正後

別表2

(7) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業
市町村名

事業所名 (クラブ名)	①	② ヶ月	③ 円	④ 円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計 () 所)				

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表2

Ⅲ その他分

(7) 放課後児童支援員キャリアアップ処理改善事業

市町村名 _____

事業者の名称(ワラ名)	事業実施月数 ①	資金改善する従事者数			資金改善する給与項目						対象総額の 支出予定額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭		
		放課後児童支援員			基本給 ⑦	手当 ⑧	手当の内容 ⑨	賞与 ⑩	その他 ⑪	その他の内容 ⑫				
		総務年数5 年未満 ②	総務年数5 年以上10年 未満 ③	総務年数10 年以上 ④									その他 ⑤	
	ヶ月	人	人	人	人									
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
合 計														

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとで作成すること。同一ワラに複数の支援の単位がある場合は00ワラA\00ワラB単位区別で記入すること。
- ②欄は、1月に満たない職を生じたときは、これを1月として記入すること。
- ③欄は1円未満の整数は切り捨てること。

別表2

Ⅲ その他分

(8) 放課後児童支援員キャリアアップ処理改善事業

市町村名 _____

事業名(ワラ名)	事業実施月数 ①	資金改善する従事者数			資金改善する給与項目						対象総額の 支出予定額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭		
		放課後児童支援員			基本給 ⑦	手当 ⑧	手当の内容 ⑨	賞与 ⑩	その他 ⑪	その他の内容 ⑫				
		総務年数5 年未満 ②	総務年数5 年以上10年 未満 ③	総務年数10 年以上 ④									その他 ⑤	
	ヶ月	人	人	人	人									
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
合 計														

(記入上の注意)

- ①欄は、支援の単位ごとで作成すること。同一ワラに複数の支援の単位がある場合は00ワラA\00ワラB単位区別で記入すること。
- ②欄は、1月に満たない職を生じたときは、これを1月として記入すること。
- ③欄は1円未満の整数は切り捨てること。

改正後

現行

別表2

6. 子育て短期支援事業

市町村名 _____

実施施設の種類	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業	①		②
2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業			③
合計	0	0	0

(記入上の注意)

①、②③欄には、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

№	実施施設の種類	施設種別	利用児童数(延べ日数)			実施日数	開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
			具体的な施設種別	里親や保育士等の数	2歳未満児・慢 性疾患児				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

① ②欄は「児童養護施設」「母子生活支援施設」「乳母院」「保育所」「ファミリーホーム」,[「その他」を記入すること。

② ③欄は「里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。その人数は④欄に記入すること。

③ ④欄は「②欄でその他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入すること(公共施設、障害児入所施設、医療機関等)。

④ ⑤欄は、実施施設毎に、訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施した日数を計上すること(1日に複数の児童に対し、複数回通学時等の付き添いを行った場合であっても、1日として計上する)。

⑤ ⑥欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策実施費」交付金に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

現行

別表2

6. 子育て短期支援事業

市町村名 _____

実施施設の種類	施設種別	具体的な施設種別	里親や保育士等の数	2歳未満児・慢 性疾患児	2歳以上児	緊急一時保護 の母親	緊急一時保護 の母親	2歳以上児 の母親	緊急一時保護 の母親	居宅から実施施設等 の閉や、通学時等の 児童の付き添いの実 施	開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業													
合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記入上の注意)

①、②③欄には、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の金額を記入すること。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

№	実施施設の種類	施設種別	利用児童数(延べ日数)			実施日数	開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
			具体的な施設種別	里親や保育士等の数	2歳未満児・慢 性疾患児				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

① ②欄は、児童養護施設、「母子生活支援施設」「乳母院」「保育所」「ファミリーホーム」,[「その他」を記入すること。

② ③欄は「里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。その人数は④欄に記入すること。

③ ④欄は「②欄でその他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入すること(公共施設、障害児入所施設、医療機関等)。

④ ⑤欄には、実施施設毎に、訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施した日数を計上すること(1日に複数の児童に対し、複数回通学時等の付き添いを行った場合であっても、1日として計上する)。

⑤ ⑥欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策実施費」交付金に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

改正後

(2)夜間養護等(トランスナイト)事業

№	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別	利用児童数(延べ日数)		実施日数		施設 開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
				夜間養護事業	休日預かり事業	居宅か実施施設等 の間や、通学特等の実 施	準備経費				
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2											
3											
4											
5											
計											

現行

- (記入上の注意)
- ①欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
 - ②欄は「児童養護施設」から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。その人数は④欄に記入すること。
 - ③欄は、②欄でその他を記入した場合における具体的な施設種別を記入すること(公共施設、障害児入所施設、医療機関等)。
 - ④欄は、実施施設毎に、期間による児童の預かりや通学特等の付き添いを要した日数を計上すること(1日に複数の児童に対し、複数回通学特等の付き添いを行った場合であっても、1日と計上する)。
 - ⑤欄は、開設準備経費の単面を適用する場合に有し記入すること。なお、「次世代育成支援対策実施認定交付金」に係る子育て短期支援事業のための居室等整備加算の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

(2)夜間養護等(トランスナイト)事業

№	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別	里親や保育士等の数	利用児童数(延べ日数)		利用児童数(延べ日数)		実施日数		施設 開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
					夜間養護事業	休日預かり事業	夜間養護事業	休日預かり事業	居宅か実施施設等 の間や、通学特等の 児童の付き添いの実 施				
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2													
3													
4													
5													
計													

改正後

- (記入上の注意)
- ①欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
 - ②欄は「児童養護施設」から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。その人数は④欄に記入すること。
 - ③欄は、②欄でその他を記入した場合における具体的な施設種別を記入すること(公共施設、障害児入所施設、医療機関等)。
 - ④欄は、⑧欄における児童の預かりや通学特等の実施した日数を計上すること(1日に複数の児童に対し、複数回通学特等の付き添いを行った場合であっても、1日と計上する)。
 - ⑤欄は、開設準備経費の単面を適用する場合に有し記入すること。なお、「次世代育成支援対策実施認定交付金」に係る子育て短期支援事業のための居室等整備加算の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。
- ※⑧欄は、児童養護事業に計上すること。
※⑨欄は、夜間養護事業に計上すること。
※⑩欄は、休日預かり事業に計上すること。
※⑪欄は、居宅か実施施設等の間や、通学特等の児童の付き添いの実数に計上すること。

改正後

現行

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)～
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(略)

(略)

別表2

市町村名

10. 地域子育て支援拠点事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型	①	②	③
2. 出張ひらば(一般型)			
3. 経過措置・小規模型指定施設(一般型)			
4. 連携型			
合計	0	0	0

【記入上の注意】

1. ②③欄には、(1)一般型」「(2)出張ひらば(一般型)」「(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1)一般型

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (運営日)	開設期間 (1日当たり)	専任職員の配置		平均利用額 子数 (1日当たり)	施設のセンター 運営の有無 開館2500㎡未満	地域の子育て 支援センター 連携の有無 開館2500㎡未満	地域支援 利用者の支援 事業の有無	開設準備経費		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							常勤職員 #	非常勤職員 #					合計	子数 あたり		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
2																
3																
4																
5																
計																

【記入上の注意】

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※) その他() 未定から該当するものを記入すること。

※ 公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいふ。

- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- ④欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設期間が異なる場合、補助基準を算した月単位の月間数を記入すること。
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の正々人数ではない)(小教員以下第1位を四捨五入)
- ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業実施期間の40(1)の7を対用する親子組数(月単位の1日あたり)の平均組数を記入すること。(小教員以下第2位を四捨五入)
- ⑧欄は、平均24年度センター型として実施している拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施期間の40(2)の6(7)～(1)のうち該当する記号を全て記入すること。
- ⑩欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合に「有」を記入すること。
- ⑪欄は、利用費支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合に「有」を記入すること。
- ⑫欄は、開設日数や専任職員の配置の変更により実施態様が異なり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。

①欄に記入する場合は同一名称とし、名称の後に(形態変更)と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合は同一名称を記入すること。

別表2

市町村名

10. 地域子育て支援拠点事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型	①	②	③
2. 出張ひらば(一般型)			
3. 経過措置・小規模型指定施設(一般型)			
4. 連携型			
合計	0	0	0

【記入上の注意】

1. ②③欄には、(1)一般型」「(2)出張ひらば(一般型)」「(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1)一般型

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (1日当たり)	開設期間 (1日当たり)	専任職員の配置		平均利用額 子数 (1日当たり)	施設のセンター 運営の有無 開館2500㎡未満	地域の子育て 支援センター 連携の有無 開館2500㎡未満	地域支援 利用者の支援 事業の有無	特別 支援 対応	施設公益施設 指定施設	開設準備経費 支出予定額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							常勤職員 #	非常勤職員 #									
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

【記入上の注意】

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※) その他() 未定から該当するものを記入すること。

※ 公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいふ。

- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- ④欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設期間が異なる場合、補助基準を算した月単位の月間数を記入すること。
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の正々人数ではない)(小教員以下第1位を四捨五入)
- ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業実施期間の40(1)の7を対用する親子組数(月単位の1日あたり)の平均組数を記入すること。(小教員以下第2位を四捨五入)
- ⑧欄は、平均24年度センター型として実施している拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施期間の40(2)の6(7)～(1)のうち該当する記号を全て記入すること。
- ⑩欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合に「有」を記入すること。
- ⑪欄は、利用費支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合に「有」を記入すること。
- ⑫欄は、開設日数や専任職員の配置の変更により実施態様が異なり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。

①欄に記入する場合は同一名称とし、名称の後に(形態変更)と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合は同一名称を記入すること。

改正後

現行

(2) 出張元若ば(一般型)

№	出張元名称	出張先名称	事業実施 月数	開始日数 (適当に)	開始期間 (1日当り)	平均利用額 子数数 (1日当り)	開設準備経費		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							⑦	⑧		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
計										

(記入上の注意)

- ①欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
- ②欄は、出張元の拠点が出張元若ば事業を数値の場所において1～2日実施する場合は、代表となる名称を記載しその他の場所については「他〇箇所」と記入すること。
- ③欄は、1月に計れない月数を記入したときは、これを1月として値を記入すること。
- ④欄は、開始日によって開始期間が違えば、補助差を算出す算根の所前数を記入すること。
- ⑤欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4.0(2)の①のa～cのうち該当する記号を全て記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4.0(2)の①のa)に基づき「保健相談業務の週3回程実施の有無」を記入すること。
- ⑦欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(3) 経過措置「小規模型指定施設(一般型)

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開始日数 (適当に)	開始期間 (1日当り)	専任職員の数 (1日当り)	平均利用額 子数数 (1日当り)	事業内容	築造相模(通3 回程実施) (有無)	開設年月日 (開設年度から) (4桁)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													
計													

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センターを含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他()から該当するものを記入すること。
※ 公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- ④欄は、1月に計れない月数を記入したときは、これを1月として値を記入すること。
- ⑤欄は、開始日によって開始期間が違えば、補助基準を算出す算根の所前数を記入すること。
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業の開始期間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない)(小数点以下第1位を四捨五入)
- ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4.0(2)の①のa)のa)を適用する親子数(専任か)の1日あたり平均総数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4.0(2)の①のa)のうち該当する記号を全て記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4.0(2)の①のa)に基づき「保健相談業務の週3回程実施の有無」を記入すること。
- ⑩欄は、開設年月日について記入すること。なる、平成9年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

現行

改正後

(略)

4)連携型

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (運営月)	開設期間 重	専任職員の数 (1日当り)	平均利用人数 子数 (1日当り)	利用者支援事業 の実施 状況	開設準備経費		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
										地域の行政機関 との共同実施	利用者支援事業 実施の職員 社会力賃料		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													
計													

記入上の注意

- ①欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他()未定から該当するものを記入すること。
- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- ③欄は、1月に満たない増数を生じたときは、これを月日比値を記入すること。
- ④欄は、1月に満たない開設期間が連日する場合、補助基準を満たす最低の期間数を記入すること。
- ⑤欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における専任職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の40(1)の7を利用する親子総数(見込み)1日あたり100平均総数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、地域の子育て力高める取組を実施している場合は有(記入)すること。(⑧利用者支援事業の実施が有)の場合は加算の対象とはならない。)
- ⑧欄は、利用者支援事業実施要綱で定める利用者支援事業を実施している場合は有(記入)すること。
- ⑨ ⑩欄は、開設準備経費におけるそれぞれ単価を通算する際に、該当する欄に有(記入)すること。
- ⑪ ⑫ 施設において、開設日数の変更により実施形態が変わり、基準額の月割が必要の場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
(例) 4月～6月(日実施) → 3～4日型、7月～9月(日実施) → 5～7日型
・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「形態変更」を記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合は同一名称を記入すること。
・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

現行

4)連携型

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (運営月)	開設期間 重	専任職員の配 子総数 (1日当り)	平均利用人数 子総数 (1日当り)	利用者支援事業 の実施 状況	特別 支援 実施 状況	専任職員 配置状況	開設準備経費		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
												地域の行政機関 との共同実施	利用者支援事業 実施の職員 社会力賃料		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
2															
3															
4															
5															
計															

記入上の注意

- ①欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他()未定から該当するものを記入すること。
- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- ③欄は、1月に満たない増数を生じたときは、これを月日比値を記入すること。
- ④欄は、1月に満たない開設期間が連日する場合、補助基準を満たす最低の期間数を記入すること。
- ⑤欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の40(1)の7を利用する親子総数(見込み)1日あたり100平均総数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、地域の子育て力高める取組を実施している場合は有(記入)すること。(⑧利用者支援事業の実施が有)の場合は加算の対象とはならない。)
- ⑧欄は、利用者支援事業実施要綱で定める利用者支援事業を実施している場合は有(記入)すること。
- ⑨ ⑩欄は、開設準備経費におけるそれぞれ単価を通算する際に、該当する欄に有(記入)すること。
- ⑪ ⑫ 施設において、開設日数の変更により実施形態が変わり、基準額の月割が必要の場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
(例) 4月～6月(日実施) → 3～4日型、7月～9月(日実施) → 5～7日型
・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「形態変更」を記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合は同一名称を記入すること。
・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

改正後

別表2

市町村名 _____

11. 一時預かり事業

類型	加算数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		①	②
1. 一般型			③
2. 幼稚園型 I			
3. 幼稚園型 II			
4. 余格活用型			
5. 居宅訪問型			
6. 緊急対応型			
小計(1+4+5)		0	0
小計(2+3)		0	0
合計(1~6)		0	0

現行

【記入の注意】

1. ②③欄には、(1)一般型(2)幼稚園型(3)幼稚園型(4)余格活用型(5)居宅訪問型(6)緊急対応型における対応する欄の金額を記載すること。

別表2

市町村名 _____

11. 一時預かり事業

類型	加算数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		①	②
1. 一般型(一般分)			③
2. 一般型(その他分)			
3. 幼稚園型 I			
4. 幼稚園型 II			
5. 余格活用型			
6. 居宅訪問型			
小計(1+2+5+6)		0	0
小計(3+4)		0	0
合計(1~6)		0	0

【記入の注意】

1. ②③欄には、(1)一般型(一般分)【(1)一般型(その他分)】(2)幼稚園型 I【(3)幼稚園型 II】(4)余格活用型【(5)居宅訪問型】における対応する欄の金額を記入すること。

改正後

現行

(新規)

別表2

(1)一般型(その他分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	事務経費		対象経費の支出 定額	国庫補助 基金額	
						事務職員等	賃借料			
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

- ①欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。
- ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、児童館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第4条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、月途中開始の場合は、月末端の部分については初年度で値を記入すること。
- ⑥⑦欄の該当するものが総経費の支出定額の内訳額を記入すること。

改正後

改正後

現行

一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)

(略)

(略)